

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社水機テクノス	東京都世田谷区桜丘 5 - 4 8 - 1 6	1 - 0 0 5 4 3 8

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可、「2-」は茨城県知事許可、「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 5 年 3 月 22 日～令和 5 年 6 月 21 日 (3 ヶ月)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

(株)水機テクノスは、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。さらに、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行った。これらのことにより、国土交通省関東地方整備局から令和 5 年 2 月 1 0 日付けで、建設業法第 2 8 条第 1 項本文の規定に基づく指示処分及び同条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成 2 9 年要領第 3 号)別表第 2 第 1 4 号ア及びイに該当する。

〈指名停止等措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 1 4 建設業法(昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号)の規定に違反し、同法 第 2 8 条の規定に基づく監督処分を受けたとき。 ア 指示処分を受けたとき イ 営業停止処分を受けたとき	当該認定をした日から 2 か月以上 6 か月以内 当該認定をした日から 3 か月以上 9 か月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)